

議案第 6 5 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 6 5 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、タブレットに配信されている資料により説明させていただきます。

資料の 2 ページをご覧ください。

改正の背景ですが、建築物の省エネ性能の一層の向上を図ることにより脱炭素社会の実現に資することを目的として関連する法律が一括で改正され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されます。

このことにより、大津市手数料条例の関連する箇所の改正を行うものです。

また、滋賀県では法改正に伴う手数料改定に併せて、物価情勢を考慮した手数料の定期見直しが行われましたが、県内の各行政庁においても滋賀県内統一の価格に改定することが決定したため、本市においても建築基準法及び建築物省エネ法等に基づく手続きの手数料を、県内統一の金額に改定します。

資料の 3 ページをご覧ください。

今回の改正では、条例別表のうち第 1 8 項、第 6 0 項及び第 6 1 項の

内容について金額の改定や項目の追加等を行います。

第18項につきましては、建築確認申請や検査に係る手数料において、構造計算が必要となる建築物の規模引き下げに伴う申請面積区分の変更、また住宅用途の建築物の省エネ性能に係る簡易な審査による場合の加算手数料の追加、さらに住宅用途の建築物の省エネ基準適合に係る完了検査の加算手数料の追加といった改正を行います。

第60項につきましては、低炭素建築物認定の審査に係る手数料に、基準の併用による評価方法を用いた場合の手数料を追加します。

続いて、資料の4ページをご覧ください。

第61項につきましては、住宅用途の建築物の省エネ適合性判定に係る手数料の追加、また性能向上計画認定の審査手数料において、基準の併用による評価方法を用いた場合の手数料の追加、さらに表示認定制度の廃止に伴う当該認定手数料の削除といった改正を行います。

なお、これら3つの項に共通する改正事項としまして、先ほど説明しましたように手数料額の県内統一化、加えて関係法令の改正によって生じる条の繰り上げや繰下げに対応した所要の改正を行うものです。

以上の内容は、令和7年4月1日より施行する予定です。

資料の5ページをご覧ください。

ここからは、条例別表の各項の改正内容となります。

第 18 項につきましては、建築確認・検査手数料の面積区分の追加変更と、住宅の省エネ性能の審査に係る加算手数料額を追加します。

資料の 6 ページ及び 7 ページは、同じく第 18 項のうち価格の県内統一化によって金額の変更が生じた項目になります。なお、項目数がかなりの量となりますので、12 号以降は代表的なものを抜粋しています。

資料の 8 ページは第 60 項の改正内容で、低炭素建築物認定審査に係る手数料について、基準の併用による評価方法を用いた場合の項目の追加と、価格の県内統一化によって金額の変更が生じた項目です。

資料の 9 ページからは、第 61 項の改正内容となります。

新たに追加された項目として、住宅の省エネ適合性判定に係る手数料、複合用途の建築物の省エネ適合性判定に係る手数料及び基準の併用による評価方法を用いた場合の性能向上計画認定の審査に係る手数料となります。

資料の 10 ページは、同じく第 61 項の中で価格の県内統一化によって金額を変更する箇所についてです。

また、法改正により既存建築物の表示認定制度が廃止されたことに伴って、第 6 号に掲げる手数料を削除します。

資料の 11 ページは、参考として条例改正による手数料収入額の見込み額を試算したものです。

令和５年度の実績に基づいて比較しますと、年間で約２２万６千円、約７パーセントの増加となります。

なお、現在は建築確認申請等の大部分が民間の指定確認検査機関に提出されており、本市に申請されるのは全体の約１％程度に留まっています。

資料の１２ページ以降は、条例の新旧対照表となります。

詳細な金額や区分等につきましては、こちらをご参照ください。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。